

菱実会賞表彰規程

(2016年4月25日制定)

(改正 2019年4月25日 2021年3月18日)

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀大学理工学部同窓会会則（2004年4月1日制定。以下「会則」という。）第4条第3号の規定に基づき、佐賀大学理工学部同窓会（菱実会）会長（以下「会長」という。）が行う表彰（以下「菱実会賞」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(菱実会賞候補者の基準)

第2条 菱実会賞は、佐賀大学理工学部に入学者（科目等履修生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生を除く。）及び卒業生で、かつ同窓会会費を納入している正会員で、社会活動、課外活動、学術研究活動等において、成果や評価が顕著であると認められた者に授与する。

2 菱実会賞候補者には、3つの部門（学部学生、大学院生、及び卒業後実社会で活動している社会人）から、毎年、それぞれ数件ずつ推薦することができる。

3 学部学生部門と大学院生部門は合わせて学生部門とし、学生部門では原則として一人一回のみ授与することができる。

4 卒業後実社会で活動している社会人については、原則として一人一回のみ授与することができる。

5 同窓会会費を納入している正会員とは、入学以後継続して会費を納入している期間内にある会員、若しくは終身会員（30年間分の会費が納付済み）である。

(菱実会賞候補者の推薦)

第3条 前条の推薦書を会長に申請する。自己推薦書も可能とする。

2 詳細な活動内容、成果や評価などを示す参考資料を付けることができる。

(菱実会賞の決定)

第4条 会長は、前条により推薦があった場合には、会則第11条に規定する理事会の議を経て、菱実会賞の授与者を決定する。

2 毎年、3つの部門から数件（原則として個人、団体の場合は代表者）ずつ選定する。ただし、該当無しもあり得る。

(菱実会賞授与の方法等)

第5条 菱実会賞の表彰状及び副賞の授与は、理工学部同窓会（菱実会）の定例総会・懇親又は役員会等において行う。

2 前項の副賞は1件2万円程度の記念品とする。

3 菱実会賞の賞状においては、3つの部門の区別は表記せず、通し番号とする。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、菱実会賞に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、2016年4月25日から施行する。